

指定管理者の指定について

令和8年度に指定管理者を新たに指定又は更新する以下の施設について、令和8年2月に開催された令和8年第2回栗原市議会定例会において議決を受け、指定管理者の指定を行いましたのでお知らせします。
なお、今後、市と指定管理者において施設の管理に関する協定書を締結することになります。

新規 又は 更新	選定 方法	施設名及び所在地		指定管理者となる団体名及び事務所所在地		指定の期間
更新	公募	ハイルザーム栗駒	栗原市栗駒沼倉耕英東50番地1	株式会社ゆめぐり	栗原市志波姫新熊谷279番地2	令和8年4月1日～令和11年3月31日 (3年)